

[事案 23-49] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の転換に際し、期日までにクーリングオフのための書面を送信したこと、および転換についての説明不足を理由として、転換契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月、個人年金保険への転換契約を行ったが、下記の理由により、転換契約を無効にしたうえで転換前契約を復旧してほしい。

- (1) 6 月 13 日、募集人は領収する保険料の金額を誤り、6 月 16 日に保険料領収証を差替え、差額保険料を受け取っている。その後、6 月 24 日に口頭で、および 6 月 21 日に相手方営業所宛てに F A X で、契約取消を申し入れたが、前述の領収証差替えにより、クーリング・オフの基準日は 6 月 16 日となるから、有効なクーリング・オフとして、転換契約は取り消されるべきである。
- (2) 領収証の文言には、「加筆や訂正は無効」との記載がある。募集人が「¥」マークの追記を行ったことで、領収証は無効となるはずであり、それに伴い、転換契約も無効となる。
- (3) 募集人の説明は不十分であり、転換後契約は自分のニーズに沿っておらず、転換前契約が消滅するとの説明も受けていない。

<保険会社の主張>

下記のとおり、転換契約の無効理由はなく、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 領収証の差替えにより当初の領収日が変わるものではなく、クーリング・オフ要件（8 日以内の文書申出）を満たしていない契約取消の申出は無効である。なお、F A X によるクーリングオフ申出書の存在については、確認が取れていない。
- (2) 領収証が無効になったとしても、保険料領収自体が無効となったわけではないから、転換契約は無効とはならない。
- (3) 募集者は、申立人のニーズや意向を踏まえて適切に転換契約手続きを行っている。また、申立人は、当社が契約取消ができない旨の回答後、減額手続きを行っている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容、申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき下記のとおり審理した結果、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定手続を終了した。

①申立人の主張（1）について

申立人は、平成 20 年 6 月 21 日、クーリング・オフの書面を、自宅から保険会社宛に F A X により送信したと主張するが、募集人はこれを否定している。申立人において、その事実を証明しなければならないが、それを裏付ける客観的な証拠は見当たらず、クーリング・オフがなされたとの事実を認定することはできない。

②申立人の主張 (2) について

領収証の金額が訂正された経緯については、申立人と募集人の言い分が一致しないが、最終的には正しい保険料の額が授受されているのであるから、これをもって申立契約を無効とする理由にはなり得ない。

③申立人の主張 (3) について

(1) 申立人の事情聴取の結果によると、保険金額と保険料には納得して転換後契約を申し込んでおり、転換後契約がニーズに合致していない、という主張を認めることはできない。

(2) また、申立人は、「転換」ではなく、転換前契約に加えて、新たに転換後契約を締結する（2本立て）という意思であった、と述べるが、以下の事実によると、募集人は、「転換」について募集資料を用いて説明していると推認されるため、仮に、申立人に要素の錯誤があるとしても、申立人には重大な過失があると言わざるを得ず、無効を主張することはできない。

(a) 募集人は、平成20年6月、申立人に対し、約2時間をかけて説明をしている。

(b) 募集人が説明時に用いたと推認される「設計書」には、転換についての記載が存在し、設計書付属資料には、「契約転換制度により、現在のご契約は消滅します。」と明記され、保障内容の見直しの方法として契約転換制度を含む3つの方法が比較列挙されている。 など